

医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この補助金は、人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を嘗むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制整備を行い、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることにより、子どもを安心して育てることができる環境整備を促進することを目的とする。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

- 第2条 この補助金の交付の対象は、「埼玉県保育対策総合支援事業実施要綱」別添4に定める医療的ケア児保育支援事業とする。

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、別表に定めるところにより、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された施設ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 施設ごとに、別表第1欄に定める基準額と別表第2欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に3/4（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する市町村については、5/6）を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、別表第1欄に定める基準額に第3欄の補助率を乗じて得た額を超えることはできない。

(交付の条件)

- 第4条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

- (1) 事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場

合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下、「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返納しなければならない。

- (8) 市町村は、補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第6号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 市町村が（1）から（8）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返納させことがある。
- (10) 市町村が事業者に対して、この補助金を財源の一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア （1）～（7）までに掲げる条件。

ただし、（1）～（5）まで及び（7）中「知事」とあるのは「市町村長」と、（5）及び（7）中「県」とあるのは「市町村」と（4）の規定中「50万円」とあるのは、「30万円」と読み替えるものとする。

イ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ウ 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(11) (10)により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(12) 事業者から財産の処分による収入及び間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(13) 事業者が (10)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返納させることがある。

(申請手続)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、別に定める。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更申請手続)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定通知)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助金の支払)

第8条 この補助金は、概算払をすることができる。

(状況報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた市町村の長は、知事の要求があったときは、

補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条の事業実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助事業完了後（第4条第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理後）速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 県は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第3条、第5条、第6条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第14条 この要綱に定めるほか、補助金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1. 基本分単価 (1) 看護師等を配置して医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 5,290,000 円 (2) 看護師等を配置せず、保育士等が医療的ケアを行う場合 1か所当たり 年額 4,950,000 円 ※ただし、2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合は5,290,000円を、保育士等を複数配置している場合は4,950,000円を加算する。 (3) 巡回による看護師配置を行った場合（医療的ケア巡回型） 1自治体あたり 年額 5,010,000 円	医療的ケア児保育支援事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金及び交付金、受講料	3／4 （注） 5／6
2. 加算分単価 (1) 研修受講支援加算 1か所当たり 年額 300,000 円 ※看護師等及び保育士等が喀痰吸引以外の研修を受講する場合も対象とする。		
(2) 保育補助者配置加算 1か所当たり 年額 2,412,000 円		

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(3) 医療的ケア児保育支援者配置加算 1市町村当たり 年額 2,412,000円 ※ただし、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者が担う場合、1市町村あたり 130,000円を加算する。		
(4) ガイドライン策定加算 1市町村当たり 年額 577,000円		
(5) 検討会等設置加算 1市町村当たり 年額 360,000円		
(6) 医療的ケア児の備品補助 1か所当たり 年額 100,000円		
(7) 災害対策備品整備 1か所当たり 年額 100,000円		
(8) 園外活動移動支援加算 1か所当たり 年額 40,000円 ※ (1) 研修受講支援加算、(4) ガイドライン策定加算、(5) 検討会等設置加算は単独で補助することを可能とする。		

(注) 医療的ケア児の受入体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する市町村については補助率を5／6とすることができる。

様式第1号

第
令和 年 月 号
年 日

(あて先)
埼玉県知事

市町村長

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金の交付申請について

標記について、下記のとおり補助金の交付をされるよう、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|-----------|---------|---|
| 1 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 所要額調書 | 別表1のとおり | |
| 3 事業実施計画書 | 別表2のとおり | |

様式第2号

第
令和 年 月 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった医療的ケア児保育支援事業補助金については、下記のとおり交付します。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 精算払

3 交付の条件

- (1) この補助金は、医療的ケア児保育支援事業補助金交付要綱に基づき交付するものであること。
- (2) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則に規定する間接補助金に該当するので、同規則の適用があること。

様式第3号

(あて先)
埼玉県知事

第
令和 年 月 号
年 日

市町村長

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金の事業実績報告について
標記について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|-----------|---------|---|
| 1 精算金額 | 金 | 円 |
| 2 精算額調書 | 別表3のとおり | |
| 3 事業実績報告書 | 別表4のとおり | |

様式第4号

第
令和 年 月 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定をした令和 年度医療的
ケア児保育支援事業補助金については、令和 年 月 日付け第
号による事業実績報告書に基づき、下記のとおり確定します。

記

1 確定額	金	円
2 交付決定額	金	円
3 差引過不足 (△) 額	金	円

様式第5号

第
号
令和 年 月 日

埼玉県知事

市町村長

令和 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日<発番>により交付決定のあった令和 年度医療的
ケア児保育支援事業補助金について医療的ケア児保育支援事業補助金交付要
綱第4条(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）第14
条の規定による確定額又は事業実績報告額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係
る仕入控除税額（要県費補助金等返還相当額）

金 円

(注) 別添参考となる書類（2の金額の積算内訳等）

様式第6号

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金調書

市町村名

県		補助率	市町村								備考		
歳出予算科目	交付決定の額		歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち県費補助金相当額	予算現額	うち県費補助金相当額			
一般会計 民生費 児童福祉費 児童福祉総務費	円			円	円		円	円	円	円			

(注)

- 「科目」欄は、県の歳出予算科目の区分に対応する部分まで区分して記載すること。
- 「予算現額」欄は、歳入にあっては当初予算額、補正予算額等区分を、歳出にあっては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

別表1-1

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金所要額調書(補助割合4分の3)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	県費補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村名	
							県費補助基本額 ⑦ 円	県費補助所要額 ⑧ 円
医療的ケア児保育支援事業			0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱別表の第1欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に県費補助率(3/4)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2-1

医療的ケア児保育支援事業(補助割合4分の3)

市町村名 _____

(1) 医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	県費補助基準額	備考
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数							
			④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩		
			人							円	
1											
2											
3											
4											
5											
小計			人 0							円 0	

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記載すること。
- ②欄は、施設名を記載すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記載すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦⑧欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要な備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑩欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2) 医療的ケア児の受入れに関する市町村の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済みの保育士の配置	県費補助基準額	備考
				円	
1	巡回による看護師等の配置				
2	医療的ケア児保育支援者の配置				
3	ガイドラインの策定				
4	検討会の設置				
小計				円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合は、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表1-2

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金所要額調書(補助割合6分の5)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	県費補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村名	
							県費補助基本額 ⑦ 円	県費補助所要額 ⑧ 円
医療的ケア児保育支援事業			0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱別表の第1欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に県費補助率(5/6)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表2-2

医療的ケア児保育支援事業(補助割合6分の5)

市町村名 _____

(1)医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	県費補助基準額	備考
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数							
			③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
			人							円	
1											
2											
3											
4											
5											
小計				人 0						円 0	

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記載すること。
- ②欄は、施設名を記載すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記載すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2)医療的ケア児の受入れに関する市町村の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済みの保育士の配置	県費補助基準額	備考
			③		
				円	
1	巡回による看護師等の配置				
2	医療的ケア児保育支援者の配置				
3	ガイドラインの策定				
4	検討会の設置				
小計				円 0	

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合は、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表3-1

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金精算書(補助割合4分の3)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	県費補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村名	
							県費補助基本額 ⑦ 円	県費補助所要額 ⑧ 円
医療的ケア児保育支援事業			0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱別表の第1欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に県費補助率(3/4)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表4-1

医療的ケア児保育支援事業(補助割合4分の3)

市町村名

(1)医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援)

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	県費補助基準額	備考
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数							
			人	人						円	
1											
2											
3											
4											
5											
小計			人	人						円	円
			0	0						0	

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記載すること。
- ②欄は、施設名を記載すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④欄は、当該施設において受入れを行う医療的ケア児の人数を記載すること。
- ⑤欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑥欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2)医療的ケア児の受入れに関する市町村の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済みの保育士の配置	県費補助基準額	備考
				円	
1	巡回による看護師等の配置				
2	医療的ケア児保育支援者の配置				
3	ガイドラインの策定				
4	検討会の設置				
小計				円	円
				0	0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合は、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。

別表3-2

令和 年度医療的ケア児保育支援事業補助金精算書(補助割合6分の5)

事業名	総事業費 ① 円	寄付金その他の収入額 ② 円	差引額 ③(①-②) 円	対象経費の実支出額 ④ 円	県費補助基準額 ⑤ 円	選定額 ⑥ 円	市町村名	
							県費補助基本額 ⑦ 円	県費補助所要額 ⑧ 円
医療的ケア児保育支援事業			0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0

(記載上の注意)

- ⑤欄には、交付要綱別表の第1欄に定める基準額を記入すること。
- ⑥欄は③欄、④欄及び⑤欄を比較し、最も少ない額を記入すること。
- ⑦欄には、⑥欄の額を記入すること。
- ⑧欄には、⑦欄の額に県費補助率(5/6)を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)を記入すること。

別表4-2

医療的ケア児保育支援事業(補助割合6分の5)

市町村名 _____

(1)医療的ケア児の受入を行う保育所等に関する取組(看護師等の配置、研修の受講支援、補助者の配置、医療的ケア児の備品補助、災害対策備品整備及び園外活動移動支援))

NO.	施設類型	施設名	看護師等の配置		研修の受講支援	補助者の配置	医療的ケア児の備品補助	災害対策備品整備	園外活動移動支援	県費補助基準額	備考	
			医療的ケアに従事する職員	対象児童数								
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
				人							円	
1												
2												
3												
4												
5												
小計				人	0						円	0

(記載上の注意)

- ①欄は、医療的ケア児の受け入れを行う保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所又は事業所内保育事業所のいずれかを記載すること。
- ②欄は、施設名を記載すること。
- ③欄は、医療的ケアに従事する職員として、看護師等を配置している場合は「看護師等」と記入し、看護師等を配置せずに認定特定行為業務従事者である保育士等を配置している場合は「保育士等」と記入すること。
- ④⑤欄は、当該施設において受け入れを行う医療的ケア児の人数を記載すること。
- ⑥欄は、保育士等の認定特定行為業務従事者となるための研修受講支援を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑦欄は、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う場合は「有」と記入すること。
- ⑧欄は、医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑨欄は、災害対策による医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する場合は「有」と記入すること。
- ⑩欄は、医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、福祉車両の確保等の移動支援を行う場合は「有」と記入すること。

(2)医療的ケア児の受入れに関する市町村の取組(巡回による看護師等の配置、医療的ケア児保育支援者の配置、ガイドラインの策定及び検討会の設置)

NO.	項目	実施の有無	看護師等又は喀痰吸引研修受講済みの保育士の配置	県費補助基準額	備考
			③		
				円	
1	巡回による看護師等の配置				
2	医療的ケア児保育支援者の配置				
3	ガイドラインの策定				
4	検討会の設置				
小計				円	0

(記載上の注意)

- ②欄は、各項目の事業を実施する場合は「有」と記入すること。
- ③欄は、「医療的ケア児保育支援者」を配置する場合は、看護師等又は喀痰吸引等研修の課程を修了した者を配置する場合は「有」と記入すること。